

# 令和7年度 寒河江市立陵南中学校 部活動方針

## 1 陵南中学校部活動基本方針

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部では生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。また文化部では、芸術文化等の活動に親しみ、多彩な表現や鑑賞の活動を通して豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。これらを通して、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようとする。
- (2) 学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- (4) 保護者会や関係競技団体との共通理解、連携を図る。
- (5) 部活動への加入は任意とする。

## 2 部活動の活動日及び活動時間について

### (1) 活動日

- ① 平日：火曜日・水曜日・金曜日とする。  
生徒会専門委員会や教員の研修等がある日は実施しない。
- ② 休日：土・日・祝日 **⑦：3年生の代まで ①2年生の代から**  
⑦・令和7年6月の地区総体（吹奏楽部は7月のコンクール）までは、月に2回以上「土、日とも休養日」とすれば、それ以外の週休日（土・日）のどちらか活動を行うことができる。この場合の活動日は土曜日を原則とするが、日曜日に大会や練習試合等により活動を行う場合は、土曜日を休養日とする。  
・地区総体・吹奏楽コンクール前の3週間を特別強化期間とし、「土、日とも休養日」を月に2回以上設定する制限を超えて活動することを認める。上位大会に出場する部は、その期間を延長できる。  
・4連休の場合の活動日数は2日までとする。4連休を「土、日とも休養日」とする場合は、そのすべての日を休養日とする。
- ① 部活動は行わない。中体連（中文連）主催大会に出場する場合のみ、活動を行うことができる。
- ③ 長期休業中：活動日数は、長期休業日数の半分程度とする。  
ある程度長期の休養期間を設け、年間活動計画に示す。

### (2) 活動時間

- ①平日：1時間30分程度
- ②休日：3時間程度 **3年生の代まで**
- ③大会・練習試合・合宿等 **3年生の代まで**  
：上記活動時間を適応しなくてよいが、当該活動日前後の平日の活動日の活動時間を短縮する等により、生徒や部顧問の過度の負担にならないように留意する。

### (3) 始業前練習

禁止とする。ただし、校長が、「中体連主催大会・コンクールやコンテスト、地域等との連携に関わる活動」の前や活動場所の割当等の事情があると認める場合は、実施することができるものとする。学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活

動時間を超えないものとする。

#### (4) その他

①定期考查 4日前及び定期考查当日とその翌日は部活動休止日とする。

### 3 学校管理下外の生徒の活動について

- (1) 部活動顧問は、部員が学校外のクラブ等に所属して活動している実態を把握する。
- (2) 部活動顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ・地域芸術文化関係団体」（構成メンバーが学校の部活動の部員とほぼ変わらないメンバーであるスポーツ少年団やクラブ等）の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、部員の加入については必ず任意とし、強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

### 4 大会参加、県外遠征、強化練習会、合宿等について

- (1) 部活動の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会等を精査する。
- (2) 大会や県外遠征等で土曜日と日曜日に連続して活動すること及び宿泊を伴う活動については、各部の計画により年間2回を上限とすることを基本とし、週休日の休養日を振替え、年間活動計画に明示する。
- (3) 県外遠征、合宿等を計画する場合は、参加許可申請書を1ヵ月前まで校長に提出し承認を得る。
- (4) これらの事項は、令和7年6月まで適用（上位大会進出時は延長）し、それ以降は実施しない。

### 5 活動計画の提出について

- (1) 部活動顧問は、定期的に月毎の活動計画（休養日が分かるもの）を校長に提出する。

### 6 その他

- (1) 部活動の運営に関する会議を定期的に開催し、各部活動の取組みの確認や評価を行い改善に努める。
- (2) 保護者会の運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について、保護者会との役割を明確にし、生徒の健全な成長のため、共通理解と連携を図る。
- (3) 顧問は、けがや事故、熱中症等の防止に努め、各生徒の安全を第一に考え、活動中はもちろん、活動前の段階から事故の未然防止と事故発生時を想定した対応など、万全の体制で指導にあたる。
- (4) 部活動指導員は、本校の部活動運営方針のもと、部活動の管理・運営・指導業務、引率業務、その他必要と認める業務を行う。
- (5) 学校外の活動にあっては、生徒の移動手段について留意する。  
自転車を利用する場合は、交通ルール・マナーを遵守するよう交通安全指導を徹底する。また、保護者の自家用車には他の生徒を同乗させない。
- (6) 新型コロナウイルス感染症等、感染予防に留意した活動とする。  
※上記以外の事項については、寒河江市教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は令和7年4月1日より実施する。

策定期日：令和7年4月1日